

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 子どものための教育・保育給付	第2章 子どものための教育・保育給付
第1節 <u>教育・保育給付認定等</u> （第2条—第12条）	第1節 <u>支給認定等</u> （第2条—第12条）
第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第13条—第17条）	第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第13条—第17条）
第3章 <u>子育てのための施設等利用給付</u>	
第1節 <u>施設等利用給付認定等</u> （第18条—第26条）	
第2節 <u>施設等利用給付費の支給</u> （第27条）	
第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者	第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第1節 特定教育・保育施設（ <u>第28条—第32条</u> ）	第1節 特定教育・保育施設（ <u>第18条—第22条</u> ）
第2節 特定地域型保育事業者（ <u>第33条—第37条</u> ）	第2節 特定地域型保育事業者（ <u>第23条—第27条</u> ）

<p>第3節 業務管理体制の整備等 (第38条)</p> <p>第4節 <u>特定子ども・子育て支援提供者 (第39条—第41条)</u></p> <p>第5章 雑則 (第42条・第43条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第1節 <u>教育・保育給付認定等</u></p> <p>(労働時間の下限)</p> <p>第2条 府令第1条の5第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書</u>によるものとする。</p> <p>(認定の結果の通知等)</p> <p>第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 法第20条第5項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の有効期間)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、<u>府令第1条の5第9号</u>に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。</p> <p>3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、<u>府令第1条の5第10号</u>に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。</p> <p>(現況の届出)</p>	<p>第3節 業務管理体制の整備等 (第28条)</p> <p>第4章 雑則 (第29条・第30条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第1節 <u>支給認定等</u></p> <p>(労働時間の下限)</p> <p>第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書</u>によるものとする。</p> <p>(認定の結果の通知等)</p> <p>第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 法第20条第5項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(支給認定の有効期間)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、<u>府令第1条第9号</u>に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。</p> <p>3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、<u>府令第1条第10号</u>に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。</p> <p>(現況の届出)</p>
---	---

<p>第6条 府令第9条第1項の規定による届書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届</u>によるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定の変更の認定の申請</u>)</p>	<p>第6条 府令第9条第1項の規定による届書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届</u>によるものとする。</p> <p>(<u>支給認定の変更の認定の申請</u>)</p>
<p>第7条 府令第11条第1項の申請書は、<u>教育・保育給付認定変更(取消)申請書兼届出書</u>によるものとする。</p> <p>(申請による<u>教育・保育給付認定の変更の認定の結果の通知等</u>)</p>	<p>第7条 府令第11条第1項の申請書は、<u>支給認定変更(取消)申請書兼届出書</u>によるものとする。</p> <p>(申請による<u>支給認定の変更の認定の結果の通知等</u>)</p>
<p>第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p>	<p>第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p>
<p>2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(職権による<u>教育・保育給付認定の変更の認定の通知</u>)</p>	<p>2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(職権による<u>支給認定の変更の認定の通知</u>)</p>
<p>第9条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定の取消しの通知</u>)</p>	<p>第9条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(変更)通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(<u>支給認定の取消しの通知</u>)</p>
<p>第10条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>	<p>第10条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>
<p>第11条 府令第15条第1項の届書は、<u>教育・保育給付認定変更(取消)申請書兼届出書</u>によるものとする。</p> <p>第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給</p>	<p>第11条 府令第15条第1項の届書は、<u>支給認定変更(取消)申請書兼届出書</u>によるものとする。</p> <p>第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給</p>

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額(法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額を含む。以下「利用者負担額」という。)は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。)及び法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。)にあつては零とし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に到達した日の属する年度の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。)にあつては教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。

## 2 <省略>

(利用者負担額等に関する事項の通知)

第14条 府令第7条(府令第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、教育・保育給付認定保護者に対するものにあつては利用者負担額等決定(変更)通知書(保護者用)により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては利用者負担額等決定(変更)通知書(施設・事業用)により行うものとする。

(利用者負担額等に関する事項の変更の通知)

第15条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定によ

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額(法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額を含む。以下「利用者負担額」という。)は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。

## 2 <省略>

(利用者負担額に関する事項の通知)

第14条 府令第7条(府令第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、支給認定保護者に対するものにあつては利用者負担額決定(変更)通知書(保護者用)により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては利用者負担額決定(変更)通知書(施設・事業用)により行うものとする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第15条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定によ

る通知は、教育・保育給付認定保護者に対するものにあつては利用者負担額等決定（変更）通知書（保護者用）により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては利用者負担額等決定（変更）通知書（施設・事業用）により行うものとする。

（利用者負担額の変更）

第16条 市長は、災害その他特別の理由により、教育・保育給付認定保護者の負担能力に変更が生じたときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、その変動に応じて利用者負担額を変更することができる。

（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）

第17条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育をいう。以下この項において同じ。）を提供したことを証明する書類であつて、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により前項の教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育

る通知は、支給認定保護者に対するものにあつては利用者負担額決定（変更）通知書（保護者用）により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては利用者負担額決定（変更）通知書（施設・事業用）により行うものとする。

（利用者負担額の変更）

第16条 市長は、災害その他特別の理由により、支給認定保護者の負担能力に変更が生じたときは、当該支給認定保護者の申請に基づき、その変動に応じて利用者負担額を変更することができる。

（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）

第17条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする支給認定保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育をいう。以下この項において同じ。）を提供したことを証明する書類であつて、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により前項の支給認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設又は特

施設又は特定地域型保育事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

定地域型保育事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

3 <省略>

3 <省略>

第3章 子育てのための施設等利用給付

第1節 施設等利用給付認定等

(認定の申請)

第18条 府令第28条の3第1項に規定する申請書は、施設等利用給付認定申請書によるものとする。

(認定の結果の通知等)

第19条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定（変更）通知書により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定却下通知書により行うものとする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第20条 府令第28条の5第4号ロに規定する市町村が定める期間は、60日とする。ただし、市長が必要と認める場合は90日とする。

2 府令第28条の5第6号の市町村が定める期間は、府令第1条の5第9号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

(現況の届出)

第21条 府令第28条の6第1項の規定による届書は、施設等利用給付認定現況届によるものとする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第22条 府令第28条の8第1項の申請書は、施設等利用給付認定変更（取消）申請書兼届出書によるものとする。

(申請による施設等利用給付認定の変更の認定の結果の通知等)

第23条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定（変更）通知書により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更却下通知書により行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更の認定の通知）

第24条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定（変更）通知書により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第25条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第26条 府令第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定変更（取消）申請書兼届出書によるものとする。

#### 第2節 施設等利用費の支給

（施設等利用費の支給申請）

第27条 府令第28条の19第1項に規定する請求書は、施設等利用費請求書（償還払い用）によるものとする。

2 法第30条の11第3項に規定する支払いは、施設等利用費請求書（法定代理受領用）によるものとする。

### 第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

#### 第1節 特定教育・保育施設

### 第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第1節 特定教育・保育施設

<p>(確認の申請)</p> <p><u>第28条</u> 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書によるものとする。</p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第29条</u> 府令第31条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第30条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第31条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第32条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第2節 特定地域型保育事業者</p> <p>(確認の申請)</p> <p><u>第33条</u> 府令第39条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書によるものとする。</p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第34条</u> 府令第40条の申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第35条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第36条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第37条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第3節 業務管理体制の整備等</p> <p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p><u>第38条</u> 府令第46条第1項の届書は、業務管理体制届によるものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>第4節 特定子ども・子育て支援提供者</p> <p>(確認の申請)</p>	<p>(確認の申請)</p> <p><u>第18条</u> 府令第26条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書によるものとする。</p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第19条</u> 府令第28条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第20条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第21条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第22条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第2節 特定地域型保育事業者</p> <p>(確認の申請)</p> <p><u>第23条</u> 府令第36条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書によるものとする。</p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第24条</u> 府令第37条の申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第25条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第26条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第27条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第3節 業務管理体制の整備等</p> <p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p><u>第28条</u> 府令第43条第1項の届書は、業務管理体制届によるものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
--	---



第39条 府令第53条の2の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書によるものとする。

(変更の届出等)

第40条 法第58条の5の規定による届出は、住所等変更届により行うものとする。

(確認の辞退)

第41条 特定子ども・子育て支援提供者は、法第58条の6第1項の規定によりその確認を辞退しようとするときは、確認辞退届を市長に届け出るものとする。

#### 第5章 雑則

(様式)

第42条 <省略>

(委任)

第43条 <省略>

#### 附 則

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）及び法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）にあつては零とし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）にあつては別表に定める額とする。

2 月の途中で保育の利用を開始し、又は解除し

#### 第4章 雑則

(様式)

第29条 <省略>

(委任)

第30条 <省略>

#### 附 則

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、別表(2)(3)の表に係る部分に限る。に定める額とする。

2 月の途中で保育の利用を開始し、又は解除し

た場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における保育所の利用の期間に応じ、別表に定める額について日割りにより算定した額とする。

(法附則第6条第4項の規定による徴収額の変更)

第4条 市長は、災害その他特別の理由により、保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の負担能力に変更が生じたときは、当該保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の申請に基づき、その変動に応じて法附則第6条第4項の規定による徴収額を変更することができる。

た場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における保育所の利用の期間に応じ、別表((2)(3)の表に係る部分に限る。)に定める額について日割りにより算定した額とする。

(法附則第6条第4項の規定による徴収額の変更)

第4条 市長は、災害その他特別の理由により、保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の負担能力に変更が生じたときは、当該保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の申請に基づき、その変動に応じて法附則第6条第4項の規定による徴収額を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 1人当たり	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）	円 0	円 0
B <sub>1</sub>	市町村民税非課税世帯でひとり親世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）	0	0
B <sub>2</sub>	市町村民税非課税世帯で B <sub>1</sub> 階層以外の世帯	0	0
C <sub>1</sub>	A 階層を除き当該年度分（4月から8月まで	48,600円未満世帯 （ひとり親世帯等）	4,500 4,250
C <sub>2</sub>	の月分については、前年度分）の市町村民税	48,600円未満世帯 （C <sub>1</sub> 階層以外の世帯）	9,000 8,500
D <sub>1</sub>	所得割の課税世帯であって、その所得割の額	55,000円未満（ひとり親世帯等）	4,500 4,250
D <sub>2</sub>	の区分が次の区分に該当する世帯	55,000円未満（D <sub>1</sub> 階層以外の世帯）	11,000 10,500
D <sub>3</sub>		57,700円未満（ひとり親世帯等）	4,500 4,250
D <sub>4</sub>		57,700円未満（D <sub>3</sub> 階層以外の世帯）	12,000 11,000
D <sub>5</sub>		61,000円未満（ひ	4,500 4,250

	とり親世帯等)		
D <sub>6</sub>	61,000円未満(D <sub>5</sub> 階層以外の世帯)	12,000	11,000
D <sub>7</sub>	77,101円未満(ひとり親世帯等)	4,500	4,250
D <sub>8</sub>	77,101円未満(D <sub>7</sub> 階層以外の世帯)	16,000	15,000
D <sub>9</sub>	79,000円未満	16,000	15,000
D <sub>10</sub>	85,000円未満	20,000	19,000
D <sub>11</sub>	97,000円未満	24,000	22,000
D <sub>12</sub>	145,000円未満	27,000	25,000
D <sub>13</sub>	157,000円未満	32,000	30,000
D <sub>14</sub>	169,000円未満	37,000	35,000
D <sub>15</sub>	185,000円未満	43,000	41,000
D <sub>16</sub>	209,000円未満	48,000	46,000
D <sub>17</sub>	227,000円未満	51,000	49,000
D <sub>18</sub>	227,000円以上	54,000	52,000

#### 備考

- この表の「保育標準時間」とは、府令第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- この表の「保育短時間」とは、府令第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- この表のB<sub>1</sub>階層及びB<sub>2</sub>階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- この表に係るC<sub>1</sub>階層からD<sub>18</sub>階層までの区分における「市町村民税所

得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。

5 備考3及び4に規定する地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算する。

6 備考3に規定する「市町村民税」及び備考4に規定する「市町村民税所得割」の額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項の寡婦又は

寡夫とみなして計算する。

7 この表の「ひとり親世帯等」とは、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属するものが次の各号のいずれかに該当する場合における世帯をいう。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（教育・保育給付認定保護者の場合に限る。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に限る。）
- (8) 市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

8 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親であって、教育・保育給付認定保護者（法第19条第1項第3号に掲げる区分に限る。）をいう。

9 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中C<sub>1</sub>階層からD<sub>5</sub>階層まで又はD<sub>7</sub>階層の区分における世帯においては、政令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども又は全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども	上記の表の利用者負担額×0.5 （特定教育・保育給付認定保護者に係るC <sub>1</sub> 階層、D <sub>1</sub> 階層、D <sub>3</sub> 階層、D <sub>5</sub> 階層又はD <sub>7</sub> 階層に属する世帯の場合は、0円）
(2) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども、特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども又は負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長	0円

者である者を除く。)である満3歳未満保育認定 子ども	
-------------------------------	--

10 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中D<sub>6</sub>階層又はD<sub>8</sub>階層からD<sub>18</sub>階層までの区分における教育・保育給付認定保護者の属する世帯において、府令第13条に規定する負担額算定基準子どもが2人以上いるときは、上記の表及び次項の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども	上記の表の利用者負担額×0.5
(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満三歳未満保育認定子ども	0円

11 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が同一の世帯に2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) D <sub>9</sub> 階層からD <sub>11</sub> 階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども	0円
(2) D <sub>12</sub> 階層からD <sub>18</sub> 階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳	上記の表の利用者負担額×0.5



- 1 2 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする父母（事実婚を含む。）及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計により行う。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。